

## 平成27年度の大気の現況 — 有害大気汚染物質 —

大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義され、有害大気汚染物質である可能性のある物質は数百種類とされ、現在調査が進められています。その中から、人の健康に係る被害が生ずるおそれに関して、ある程度高いと考えられる23物質が現在「優先取組物質」として選定されています。そのうちベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては早急に抑制しなければならないとする「指定物質」に指定されており、排出施設からの排出抑制基準や環境基準が定められています。

### 優先取組物質

アクリロニトリル アセトアルデヒド 塩化ビニルモノマー 塩化メチル クロム及び三価クロム化合物 六価クロム化合物 クロロホルム 酸化エチレン 1, 2-ジクロロエタン ジクロロメタン 水銀及びその化合物 ダイオキシン類	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン トルエン ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 1, 3-ブタジエン ベリリウム及びその化合物 ベンゼン ベンゾ [a] ピレン ホルムアルデヒド マンガン及びその化合物
--	---

(平成22年10月15日 中央環境審議会 選定)

小樽市では「指定物質」のうち、ベンゼンの測定を毎月、勝納測定局で実施しており、下表のとおり環境基準を達成しています。ベンゼンはガソリンなどの燃料に含まれているため、主な発生源は自動車の排気ガスと考えられています。人が吸入すると急性中毒を起こし頭痛、目まい、吐き気などがあらわれます。

### 有害大気汚染物質(ベンゼン)測定結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

物質名	H23	H24	H25	H26	H27	環境基準	参照値
ベンゼン	0.69	0.72	0.72	0.95	0.70	3	1.0

※ 参照値は、平成26年度地方公共団体における有害大気汚染物質モニタリング調査結果の平均値です。